

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第 78号）第102条第2項	マンションの除却の必要性に係る認定	建築指導課

- 1 審査基準は、国土交通省の作成した要除却認定実務マニュアルによるものとする。
- 2 標準処理期間は、60日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。